岩手県道路除排雪業務委託に係る
特定共同企業体試行要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、岩手県が発注する道路除排雪業務委託に係る特定共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第２　この要綱の対象とする業務は、次に掲げる広域振興局土木部等の道路除排雪業務とする。

(1)　盛岡広域振興局土木部

(2)　盛岡広域振興局土木部岩手土木センター

(3)　県南広域振興局土木部

(4)　県南広域振興局土木部花巻土木センター

(5)　県南広域振興局土木部遠野土木センター

(6)　県南広域振興局土木部北上土木センター

(7)　県南広域振興局土木部一関土木センター

(8)　県南広域振興局土木部千厩土木センター

(9)　沿岸広域振興局土木部

(10)　沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

(11)　沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

(12)　沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

(13)　県北広域振興局土木部

(14)　県北広域振興局土木部二戸土木センター

（特定共同企業体の運営形態）

第３　特定共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で、一体となって業務を共同遂行する方式とする。

（構成員数）

第４　特定共同企業体の構成員数は、地域の実情に応じ円滑な共同履行が確保できる数とする。

（構成員の組合せ）

第５　特定共同企業体の構成員の組合せは、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす者の組合せとする。

(1)　基本的要件

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第１項及び第２項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）

イ　公示時において岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日付け建振第281号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、公示時において岩手県から庁舎等管理業務に係る指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていないこと。

ウ　提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

エ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ　事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

カ　令和３・４年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の土木工事若しくは舗装工事に登録されている者又は令和２年度・３年度庁舎等管理業務競争入札参加者名簿に清掃（道路・公園等）の資格者として登載されている者であること。

(2)　業務執行体制に関する要件

次に掲げるいずれかの条件を満たすこと。

（ア）　当該業務委託箇所の存する市町村（公募を実施する広域振興局土木部等の管内に限る）に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第７条における経営業務の管理責任者を置く営業所をいう。）を有すること。

（イ）　当該業務委託箇所内において、過去５か年以内（公示日から起算して５か年以内とする。以下同じ。）に元請（共同企業体の構成員として受注した場合を含む。以下同じ。）として岩手県が発注した道路除排雪業務の実績を有すること。

(3)　業務実績に関する要件

過去５か年以内に元請として次に掲げるいずれかの業務又は工事の実績を有する者

ア　岩手県が発注した岩手県が管理する道路の次に掲げるいずれかの維持修繕業務

（ア）　道路維持修繕業務（全面委託業務）

（イ）　路面損傷復旧業務（パッチング業務）

（ウ）　道路除排雪業務

イ　国土交通省が発注した岩手県内の国土交通省が管理する道路の維持修繕業務又は維持修繕工事（アに掲げる業務に類似する業務又は工事）

ウ　岩手県内の市町村が発注した当該市町村が管理する道路の除排雪業務又は除排雪工事

(4)　その他広域振興局等の土木部等の長が必要と認める要件

（出資比率）

第６　特定共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の 10 分の６以上とする。

（代表者要件）

第７　特定共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち出資比率が最大である者とする。

（結成方法）

第８　特定共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（提出書類）

第９　特定共同企業体が入札に参加しようとする場合は、別に定める道路除排雪業務特定共同企業体協定書を提出するものとする。

２　一の業者が構成員となることができる共同企業体の数は、一契約につき一とする。

（共同企業体編成表）

第10　落札した特定共同企業体は、委託契約締結後、速やかに別に定める特定共同企業体編成表を提出しなければならない。

附　則（平成 21 年８月３日道環第 114 号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成21年８月３日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附　則（平成22年８月９日道環第109号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成22年８月９日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附　則（平成23年８月１日道環第77号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成23年８月１日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附　則（平成24年７月27日道環第114号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成24年７月27日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附　則（平成25年８月７日道環第124号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成25年８月７日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附　則（平成26年８月７日道環第126号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成26年８月７日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附　則（平成27年８月20日道環第118号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成27年８月20日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附　則（平成28年８月31日道環第164号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成28年８月31日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附　則（平成29年９月５日道環第130号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成29年９月５日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附　則（平成30年９月６日道環第233号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成30年９月６日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附　則（令和元年８月21日道環第105号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、令和元年８月21日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附　則（令和２年８月20日道環第158号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、令和２年８月20日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附　則（令和３年８月30日道環第220号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、令和３年８月30日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

道路除排雪業務特定共同企業体協定書（案）

（目的）

第１条　当企業体は、岩手県道路除排雪業務（以下「業務」という。）を共同遂行することを目的とする。

（名称）

第２条　当企業体は、○○特定共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体の事務所は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　年　月　日に成立し、業務の委託契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務を受注することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地
商　　号
代 表 者

所 在 地
商　　号
代 表 者

所 在 地
商　　号
代 表 者

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表して、岩手県と折衝する権限及び自己の名義をもって、入札書及び見積内訳明細書の提出、受注代金（部分払い金を含む。）の請求及び受領並びに当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資比率）

第８条　各構成員の出資比率は、次のとおりとし、業務に係る岩手県との契約内容に変更又は増減があっても、構成員の出資比率は変わらないものとする。

○○株式会社	％
○○株式会社	％
○○株式会社	％

２　金銭以外の出資については､時価を参しゃくの上､構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は､構成員全員をもって運営委員会を設け､業務の遂行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　　とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。

（利益の配当比率）

第13条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資比率により構成員に利益を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果、欠損金が生じた場合には、第８条に規定する出資比率により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務期間途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、岩手県及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務期間途中において脱退したもの（以下「脱退構成員」という。）がある場合においては、残存構成員が連帯して業務を完了する。

３　脱退構成員があるときは、残存構成員の出資比率は、脱退構成員が脱退前に有していた出資比率を残存構成員の出資比率により分割し、これを第８条に規定する出資比率に加えた比率とする。

４　脱退構成員への出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退構成員の出資金から脱退構成員が脱退しなかったとした場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合には、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（業務期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務期間途中において破産又は解散した場合には、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（解散後のかし担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、業務につきかしがあったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社外　　　者は、上記のとおり　　　　　　　　　　特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年　　　月　　　日

所　在　地
商　　　号
代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所　在　地
商　　　号
代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所　在　地
商　　　号
代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印